#### 目次 昭和| 二十二年法律第二十六号 学校教育法

総則 一条—第十五条)

幼稚園 義務教育(第十六条—第二十一条 (第二十二条—第二十八条)

中学校(第四十五条—第四十九条) 小学校 (第二十九条—第四十四条)

第五章の二 義務教育学校 (第四十九条の二―第四十九条の 高等学校(第五十条—第六十二条)

Ĺ

第七章 特別支援教育(第七十二条—第八十二条) 中等教育学校(第六十三条—第七十一条)

第九章 大学 (第八十三条—第百十四条)

第十章 高等専門学校(第百十五条—第百二十三条)

第十二章 第十一章 専修学校(第百二十四条—第百三十三条) 雑則 (第百三十四条—第百四十二条)

第十三章 罰則(第百四十三条—第百四十六条)

#### 第一章

第一条 この法律で、 特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。 学校とは、幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校、 中等教育学

第二条 学校は、国 行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下「公大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)、地方公共団体(地方独立 立大学法人」という。)を含む。次項及び第百二十七条において同じ。)及び私立学校法(昭和二 れを設置することができる。 十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)のみが、こ (国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立

校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、 地方公共団体の設置する学

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、 他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。 編制その 第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、

「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これ第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において 大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。 程」という。)及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、 課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課 らの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の

公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

等学校、中等教育学校及び特別支援学校 十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。)の設置する高一 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第 都道府県の教育委員会

私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学

科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。 きは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、 「項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うと 文部 当該

大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、

大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

前二号に掲げるもののほか、政令で定める事

他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、 置をとるべきことを命ずることができる 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、 授業その 必要な措

しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同む。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用 項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじ め、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。 「指定都市」という。)(指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 。 以 下

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、 あらかじめ、 、これを定める。 都

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、 の学校の経費を負担する。 道府県の教育委員会に届け出なければならない。 そ

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中 務教育については、これを徴収することができない。 学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 第八条 く。)の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める 校長及び教員(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の適用を受ける者を除

拘禁刑以上の刑に処せられた者

い、当該失効の日から三年を経過しない者 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失

年を経過しない者 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、

ことを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する

兀

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところによ 等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

大学及び高

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職 員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければ り、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。 ならない。

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、 ぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

法令の規定に故意に違反したとき

法令の規定によりその者がした命令に違反したとき

六箇月以上授業を行わなかつたとき

と読み替えるものとする。 項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、 大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、 当該学校が、 設備、 授業その

違反したときは、その変更を命ずることができる。他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に

とを勧告することができる。 ついて、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきこ第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項に

「勧告事項」という。)が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができ文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項(次項において

て野井をでは、竹頂の見どによら合介によっておかけますが女棒をしたい場合には、首る。 (報告事項) という ) が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命することがてき

該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。
文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当

**第二章** 養務教育 めに必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うた

第十六条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をい第十六条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、その修了した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりをが、満十二歳に達した日の属する学年の終わりをいる。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。方。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、それ上の普通教育を受けさせる義務を負う。

学部に就学させる義務を負う。まで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中まで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学年の終わり了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わり、保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修

定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣のれぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由れぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由れぞ十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下そ前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

が、義務教育を受けることを妨げてはならない。 第二十条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒は、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して

力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこ一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第五

寄与する態度を養うこと。 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に一 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。ぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、二、我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをは

解と技能を養うこと。四一家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理四一家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理

読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

1、『后にいいの目代見きについて、見琴なび寒食が重ないで、斗を力に里解し、1/(生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

的な能力を養うこと。 ・ は ・生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎 ・ は ・ 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎

身の調印的発達を図ること。 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うらの調系的多量を図ること

択する能力を養うこと。- 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選

化三章 幼稚園

するよう行われるものとする。
第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成

ること。 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を

思考力の芽生えを養うこと。 
三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び

15 FES、PICCOを見、貴ジをこれ、B. いた重いに、是いななせいそれのドラになるので、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、

こと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う

とする。 とする。 
幼稚園においては、第二十四条 
幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、第二十四条 
幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼

定に従い、文部科学大臣が定める。第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規

の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならな成十八年法律第七十七号)第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園成十八年法律第七十七号)第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園に限る。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平重福祉施設に関して内閣府令で定める基準(同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に当たつては、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条第二項の規定により児に当たつては、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条第二項の規定により児に当たつては、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条第二項の規定により児で設定している。

あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。 文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、

幼児とする。 第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

『、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教

いことができる。 第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かな

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。 |頭は、園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)を助け、 園務を整理し、

受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。 主幹教諭は、園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、 命を

実のために必要な指導及び助言を行う。 指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、 保育の改善及び充

教諭は、幼児の保育をつかさどる。

とができる 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、 教諭に代えて助教諭又は講師を置くこ

びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。 置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項の規定にかかわらず、園長(副園長を

第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四

十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

小学校

第二十九条 のを施すことを目的とする。 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なも

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第1 十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

の他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければなら 習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力そ 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を

第三十一条 活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、 の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。 うに当たり、 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行 児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験 社会教育関係団体その他

第三十二条 小学校の修業年限は、六年とする。

第三十三条 大臣が定める。 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、 文部科学

義を有する教科用図書を使用しなければならない。 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名

めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部におい されるものをいう。)である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、 ては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供 大臣の定めるところにより記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつ 前項に規定する教科用図書(以下この条において「教科用図書」という。)の内容を文部科学 教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。 文部科学大臣の定

用図書に代えて当該教材を使用することができる。 められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、 能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認 の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可 教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により 教育課程の全部又は一部において、 教科

教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、 有益適切なものは、 これを使用すること

> 定める。 (昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)については、政令で 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織

及

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良で 席停止を命ずることができる。 あつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、 出

他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

施設又は設備を損壊する行為

授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の

めるものとする。 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定

援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支

第三十六条 学齢に達しない子は、小学校に入学させることができない。

小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

な職員を置くことができる。

かないことができる。 つかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護を 特別の事情のあるときは事務職員を、 それぞれ置

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。 その職務を

び必要に応じ児童の教育をつかさどる。 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、 校長及び副校長)を助け、 校務を整理し、 及

代理し、又は行う。

職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、 職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長 あらかじめ校長が定めた順序で、

受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。 校長の職務を代理し、又は行う。 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長) 及び教頭を助け、 命を

び充実のために必要な指導及び助言を行う。 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、 教育指導の改善及

教諭は、児童の教育をつかさどる。

養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

事務職員は、事務をつかさどる。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、 教諭に代えて助教諭又は講師を、 養護

びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長(副校長を

れに代えることができる。 ならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこ第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければ

め、市町村の組合を設けることができる。 第三十九条 市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するた

の組合に委託することができる。務教育学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村第四十条市町村は、前二条の規定によることを不可能又は不適当と認めるときは、小学校又は義

は、都道府県は、その町村に対して、必要な補助を与えなければならない。 第四十一条 町村が、前二条の規定による負担に堪えないと都道府県の教育委員会が認めるとき

ことにより、その教育水準の向上に努めなければならない。 営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる 第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運

運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。ともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めると

四十四条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

第五章 中学校

行われる普通教育を施すことを目的とする。四十五条の学院に応じて、義務教育として四十五条の学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として

四十七条 中学校の修業年限は、三年とする。

いて読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。 第四十八条 中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条にお

「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものと「第四十六条」と、第三十条中「前へ」との場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは8四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四

第五章の二 義務教育学校

的なものから一貫して施すことを目的とする。 第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎

各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 第四十九条の三 義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条

【十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。おける教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを義務教育学校の後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程に

定に従い、文部科学大臣が定める。 
二、第四十九条の土 
義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の

条の三」と読み替えるものとする。「前項」とあるのは「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九年の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九年の規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中第四十九条の八 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条か

**(六章** 高等学校

普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。 第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な

成するよう行われるものとする。 第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達

健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び

発展に寄与する態度を養うこと。 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の

高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。 第五十三条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことがで

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

市(指定都市を除く。以下この項において同じ。)町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会(公立大学法人等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会(公立大学法人等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会(公立大学法人等学校の広域の通信制の課程について、当該本道府県又は指定都市の関連でのに限る。)を行るという。)に係る第四条第一項に規定する認可(政令で定める事項に係るものに限る。)を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県の区域内に住所を有すっときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県の区域内に住所を有するとされ、のがで定める事項に係るものに限る。)を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県の区域内に住所を有するという。)に係る第四条第一項に規定する認可(政令で定める事項を行うと等され、高等学校の広域の通信制の課程のうち、当該高等学校の所入の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、同談とする、司談とする、司談とする。以下この項において同じ。)町村(市町村が単独で又は他の市町村と共市(指定都市を除く。以下この項において同じ。)町村(市町村が単独で又は他の市町村と共市(指定都市を除く。以下この項において同じ、対域の連絡の通り、対域の通りに対している。

通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信

務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定め第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義 るところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

年限は、一年以上とする。 又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対し 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、 その修業

の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、 特別

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣 文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。 の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、

第五十九条 高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、文部科学大臣が、 これを定

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、

栄養教

第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる 実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くこ実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

技術職員は、技術に従事する。

とができる

第六十一条 し、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長が置かれる一の課程については、このくときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。ただ 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置

第六十二条 るのは「第五十一条」と読み替えるものとする。 第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合におい六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び 第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあ

第七章 中等教育学校

義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、

第六十四条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、 を達成するよう行われるものとする。 次に掲げる目標

豊かな人間性、 創造性及び健やかな身体を養い、 国家及び社会の形成者として必要な資質を

させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定 社会の

第六十五条 発展に寄与する態度を養うこと。 中等教育学校の修業年限は、六年とする。

第六十六条 中等教育学校の課程は、 これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分す

> |第六十七条||中等教育学校の前期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、小学校 を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 .おける教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこと

る目標を達成するよう行われるものとする。 進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第六十四条各号に掲げ 中等教育学校の後期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、心身の発達及び

第六十八条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程 に関する事項は、第六十三条、第六十四条及び前条の規定並びに第七十条第一項において読み替

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならな えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、 主幹教諭、指導教諭、 栄養教諭、 実

習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる

きは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、 養護をつかさどる主幹教諭を置くと

教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、

第七十条 の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ售目にう。こうようにより、中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十八条の二及び第六項の規定は、「「「「「「「」」」」を「「」」」を「「」」 と読み替えるものとする。 「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第 「第六十四

三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。 又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第六十六条中 信制の課程を置く中等教育学校については、第六十五条の規定にかかわらず、当該定時制の課程 前項において準用する第五十三条又は第五十四条の規定により後期課程に定時制の課程又は通

第七十一条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるとこ ことができる。 ろにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、 を授けることを目的とする。 を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能 (身体虚弱者を含む。以下同じ。) に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育 知的障害者、肢体不自 由者又は病弱者

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、 対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。 前条に規定する者に

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほ ものとする。 十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、 第八

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、 者の障害の程度は、政令で定める。 聴覚障害者、 知的障害者、 肢体不自由者又は病弱

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。 のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。 特別の必

部又は高等部のみを置くことができる。 別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特|第八十六条

第七十七条 文部科学大臣が定める。 :高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、1十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又

は、これを設けないことができる。 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるとき

第七十九条

寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事3十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、 を就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のもの 聴覚障害

克服するための教育を行うものとする。
童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児ー項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童を受けるの教育を行うものとする。

する児童及び生徒のために、 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、 特別支援学級を置くことができる。 次の各号のいずれかに該当

知的障害者

肢体不自由者

弱視者 身体虚弱者

その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なも

設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条(第四十九条及び第六十二条において読み替え 用する場合を含む。)、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条 までの規定は特別支援学校に、 る場合を含む。)、第三十六条、第三十七条(第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準 て準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十四条(第四十九条及び第六十二条において準用す 第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用す

第八十三条 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することによ 知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究

**第八十三条の二** 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担 り、社会の発展に寄与するものとする。

実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。 る者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、 うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いてい 及び

専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない

大学は、通信による教育を行うことができる。

**第八十五条** 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達 ことができる 成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く

> できる。 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことが

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び 条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることが できる。

力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的 かな能 沈定に

第八十七条の二 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前 年の前期課程及び後期一年以上の後期課程)に区分することができる。超えるものとする学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三超えるものとする学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三 期三年の前期課程及び後期一年の後期課程(前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を かかわらず、その修業年限は、六年とする。

が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行わ るものとする。 \*求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われ専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第一項に規定する目的のうち、専門性

第一項に規定する目的を実現するために行われるものとする。 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、第八十三条の二

期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとす 第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該

**第八十八条** 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入 ときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定 学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められ める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分 の一を超えてはならない。

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的 る。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学 力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができ じ。)に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程 一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能 とする大学(第百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。)をいう。以下 な能力を修得した者が専門職大学等(専門職大学又は第百八条第四項に規定する目的をその目 大臣の定める期間を超えてはならない。 同的  $\mathcal{O}$ 

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生(第八十七条第二項に 間)以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期 規定する課程に在学するものを除く。)で当該大学に三年(同条第一項ただし書の規定により わらず、その卒業を認めることができる。 要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかか 修

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しく る学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、 は通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当す 学力があると認められた者とする。 これと同等以上

める者を含む。)であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるも 高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、 を、当該大学に入学させることができる。

当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

及び指導体制を有すること。 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。 の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上

別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、 特

だし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かな いことができる。 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。た

大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができ

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

学部長は、学部に関する校務をつかさどる。 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、 能力及び実績を有

る者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、 能力及び実績を有す

学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、

助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。 教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第九十三条 大学に、教授会を置く。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 学生の入学、卒業及び課程の修了

学位の授与

要なものとして学長が定めるもの 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必

及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 (以下この項において「学長等」という。) がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長

教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならな第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基

第九十五条 しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣 は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若

大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

大学には、大学院を置くことができる。

公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性

> 深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うため

し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。 就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に

第百条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上 り、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。 の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところによ

第百一条 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究

科を置くことができる。

| の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の第百二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣 教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百 四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところに より、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。)を、当該大学院に入学 と認めるもの(当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに 臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得した 八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大 させることができる。 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、

第百三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を 置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第百四条 大学(専門職大学及び第百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」とい 大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。 う。)を除く。以下この項及び第七項において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、

前期課程を修了した者を含む。)に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。 一第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者(第八十七条の

科学大臣の定める学位を授与するものとする。 の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院(専門職大学院を除く。)

与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授

ころにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対 短期大学(専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。)は、文部科学大臣の定めると

に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号

し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等 学の前期課程にあつては、修了した者)又はこれに準ずる者で、 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大 大学における一定の単位の修

律に特別の規定があるものに置かれる課程で、 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法 大学又は大学院に相当する教育を行うと認める

に諮問しなければならない。 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等

別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができ第百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特

第百六条 教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、 教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者で

第百七条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる

授の称号を授与することができる。

公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、 業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。 職

業年限を二年又は三年とする。 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、 その修

1項の大学は、短期大学と称する。

第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実

学科を置く。

第二項の大学には、第二項の大学には、 夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことが

学することができる。 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入

第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、 究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研

行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定めものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受ける職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別 間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期

認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。)に従つて行うものとす前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために る措置を講じているときは、この限りでない。

が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。 大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。) 二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第

において 1おいて「適合認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならな大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項

> 学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大

第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、 文部科学大臣の認証を受けることができる。

は、 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるとき その認証をするものとする。

大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学か 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること

で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。) であること。] 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人 (人格のない社団又は財 らの意見の申立ての機会を付与していること。

Ŧi. 兀 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でな

いこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければなら 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

かじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。 るとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとす

ない。

は、その旨を官報で公示しなければならない。 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、 又は前項の規定による届出があつたとき

第百十一条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認め るときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評 対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、 価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に 証を取り消すことができる。 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提 その認

公示しなければならない。 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で

第百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、 なければならない。 第九十四条の政令で定める審議会等に諮問し

認証評価機関の認証をするとき。

第百十条第三項の細目を定めるとき。

認証評価機関の認証を取り消すとき。

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、 況を公表するものとする。 その教育研 究活 ....動 状

第百十四条 第三十七条第十四項及び第六十条第六項の規定は、 大学に準用する。

高等専門学校

第百十五条 とする。 高等専門学校は、 深く専門の学芸を教授し、 職業に必要な能力を育成することを目的

第百十六条 により、社会の発展に寄与するものとする。 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、 高等専門学校には、 学科を置く。 その成果を広く社会に提供すること

前項の学科に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める

年六月とする。 高等専門学校の修業年限は、五年とする。ただし、商船に関する学科については、 五.

高等専門学校には、専攻科を置くことができる。 高等専門学校に入学することのできる者は、第五十七条に規定する者とする。

り、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによ

らない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を1百二十条 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければな 置かないことができる。 教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

あつて、学生を教授する。 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者で

つて、学生を教授する。 准教授は、専攻分野について、 教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であ

助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、 学生を教

助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第百二十一条 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる

第百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学 部分に限る。)、第九十五条、第九十八条、第百五条から第百七条まで、第百九条(第三項を除 することができる。 第三十七条第十四項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条(設置基準に係る

く。)及び第百十条から第百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。

第百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成 るものを除く。) は、専修学校とする。 教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とす し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該

修業年限が一年以上であること。

授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

の発達に応じて前条の教育を行うものとする。 これと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身 業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒

して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。 卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を

専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものと

専門課程を置く専修学校は、 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる 専門学校と称することができる

> 第百二十七条 専修学校は、 とができない。 国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、 設置するこ

専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

設置者(設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。

次号において同じ。)が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

設置者が社会的信望を有すること。

第百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合してい ればならない。

二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにそ一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数 の位置及び環境

目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備

目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大

第百二十九条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない

した者でなければならない。 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事

定める資格を有する者でなければならない。 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣

第百三十条 国又は都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大 学法人を含む。)が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又 あつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければ は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校に ならない。

び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第百二十四条、第百二十五条及 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課

付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、

第百三十一条 国又は都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立 県知事に届け出なければならない。 校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市 大学法人を含む。)が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学 `村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府

第百三十二条 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定め る基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、 学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。 文部科

| 第百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四 同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号 中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共 び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及 二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用 者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等 に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その 専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校

と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する専修学校については都道府県の教育委員 以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村(市町村が単独で又は他の市町村

都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第十三条第一項の規定によ会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。 る処分をするときは、 理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなけれ

行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第百二十四条に規定する専修学校の教育を行う ものを除く。)は、各種学校とする。 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を

四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第 ては都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとす 門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校につい び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専 項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中 第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同 学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条 と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の 各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」 四条第一項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の 「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及 第四条第一項前段、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項、第十

第百三十五条 専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならな高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以 校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。 同条に掲げる学

校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育を行うも第百三十六条 都道府県の教育委員会(私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事)は、学 認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし、その期間は、一箇月を下ることができな のと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に専修学校設置又は各種学校設置の

た場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているときは、当該関係者に対 いるとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかつ る関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つて して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。 都道府県の教育委員会(私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事)は、前項に規定す

意見を聞かなければならない。 都道府県知事は、前項の規定による命令をなす場合においては、あらかじめ私立学校審議会の

の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。 第百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、 又は学校

第百三十八条 第十七条第三項の政令で定める事項のうち同条第一項又は第二項の義務の履行に関 号)第三章の規定は、適用しない。 する処分に該当するもので政令で定めるものについては、行政手続法(平成五年法律第八十八

第百三十九条 文部科学大臣がする大学又は高等専門学校の設置の認可に関する処分又はその不作 審査請求をすることができな

| 第百四十条 この法律における市には、東京都の区を含むものとする。

| 第百四十一条 この法律(第八十五条及び第百条を除く。)及び他の法令(教育公務員特例法 には第八十五条ただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第百条ただし書に規和二十四年法律第一号)及び当該法令に特別の定めのあるものを除く。)において、大学の学部R百四十一条 この法律(第八十五条及び第百条を除く。)及び他の法令(教育公務員特例法(昭 定する組織を含むものとする。

の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては文部科学大臣第百四十二条 この法律に規定するもののほか、この法律施行のため必要な事項で、地方公共団体 が、これを定める。

第百四十三条<br />
第十三条第一項(同条第二項、第百三十三条第一項及び第百三十四条第二項におい て準用する場合を含む。)の規定による閉鎖命令又は第百三十六条第二項の規定による命令に違 反した者は、 六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第百四十四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、 円以下の罰金に処する。 なお履行しない者は、

したときは、 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、 行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。 前項の違反行為を

第百四十五条 第二十条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百四十六条 第百三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

び第三十九条第一項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における就学義務並びに第七十第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。ただし、第二十二条第一 に規定するこれらの学校の設置義務に関する部分の施行期日は、政令で、これを定める。

第二条 この法律施行の際、現に存する従前の規定による国民学校、国民学校に類する各種学校及 学校及び幼稚園とみなす。 び国民学校に準ずる各種学校並びに幼稚園は、それぞれこれらをこの法律によつて設置された小

第三条 この法律施行の際、現に存する従前の規定 規定による学校として存続することができる (国民学校令を除く。) による学校は、

第四条 従前の規定による学校の卒業者の資格に関し必要な事項は、 による。 前項の規定による学校に関し、必要な事項は、文部科学大臣が定める 文部科学大臣の定めるところ

#### 第五条 削除

|第六条 私立の幼稚園は、 れることを要しない。 第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、 学校法人によつて設置さ

| 第七条 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校には、第三十七条(第四十九 護教諭を置かないことができる。 十九条の八において準用する場合を含む。)及び第六十九条の規定にかかわらず、 当分の間、 条及び第四 養

第八条 中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、 教育を行うことができる。 通信による

前項の教育に関し必要な事項は、文部科学大臣の定めるところによる

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、 分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第 より、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。 (十二条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところに

第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用す

第十条 第百六条の規定により名誉教授の称号を授与する場合においては、当分の間、旧大学令、 旧高等学校令、 旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、 大学予科、 高等学校

(総長及び学長を含む。) 又は教員としての勤務を考慮することができるものとする。 専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学大臣の指定するこれらの学校に準ずる学校

# (昭和二三年七月一〇日法律第一三三号)

、学校教育法第六十条及び第六十八条第二項の改正規定は、国家行政組織法施行の日から、この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。 ح 但

#### 則 (昭和二三年七月一五日法律第一七〇号) 抄

第六十九条 この法律は、公布の日からこれを施行する。

### 附 (昭和二四年五月三一日法律第一四八号)

抄

この 法律は、昭和二十四年九月一日から、施行する。

### (昭和二四年六月一日法律第一七九号)

-五年三月一日から施行する。 この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、 第百九条及び第百十条の規定は、 昭和一

### (昭和二四年一二月一五日法律第二七〇号) 抄

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

1

#### 附 則 (昭和二五年四月一九日法律第一〇三号)

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。 附 則 (昭和二八年八月五日法律第一六七号)

### この法律は、公布の日から施行する

### (昭和二八年八月一五日法律第二一三号)

1 正規定は、公布の日から施行する。 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第四条中学校教育法第三十一条の改

2 他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、 届出その

3 当規定に基いて置かれたものとみなす。 この法律施行の際従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相

# (昭和二九年三月三一日法律第一九号)

この法律中、第九十三条の改正規定は昭和二十九年四月一日から、 月一日から施行する。 その他の規定は昭和三十年

### (昭和二九年六月三日法律第一五九号) 抄

この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)の施行 Ħ から施行する。

### (昭和三二年六月一日法律第一四九号)

公布の日から施行する。

#### 則 (昭和三三年四月一〇日法律第五六号) 抄

この法律は、

# (施行期日)

同年六月一日から施行する。 この法律中第十七条及び第十八条第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、 その他の規定は

#### 則 (昭和三五年三月三一日法律第一六号) 抄

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

1

#### (施行期日) 則 (昭和三六年六月一七日法律第一四四号)

抄

# 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(高等専門学校の設置)

第二条 高等専門学校は、昭和三十七年四月一日前には、設置することができない。 前にその設置のため必要な手続その他の行為をすることを妨げない。 ただし、

# (昭和三六年一〇月三一日法律第一六六号)

抄

2

- (高等学校の通信教育の経過措置) この法律は、公布の日から施行する。
- 制の課程の設置についてされた認可とみなし、この法律の施行の日前において、旧法第四十五条 条の規定により高等学校の通信教育の開設についてされている認可は、文部大臣の定めるところ 第一項の規定により行なわれた高等学校の通信教育は、文部大臣の定めるところにより、新法第 により、この法律による改正後の学校教育法 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の学校教育法(以下「旧法」という。)第四 「十五条第一項の規定による通信制の課程で行なわれた教育とみなす。 (以下「新法」という。) 第四条の規定により通信

# (昭和三七年九月一五日法律第一六一号)

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2

3

効力を妨げない。 施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前

提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等につ いても、 にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に 「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下 同様とする。

4 不服申立てとみなす。 できることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることが

6 5 の裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て

審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。 ことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をする 行政不服

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、

政令で定める。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(昭和三九年六月一九日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

9

8

この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 学校教育法 -校教育法(以下「新法」という。)第六十九条の二第二項の大学として設置されたものとみな改正前の学校教育法(以下「旧法」という。)第百九条第一項の規定による大学は、改正後の

条の規定による設置の認可を受けることを要しない。 この法律の施行の際現に旧法第百九条第一項の大学に置かれている学科については、 新法第四

### (昭和四二年五月三一日法律第一八号) 抄

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

1

3

### (昭和四二年八月一日法律第一二〇号) 抄

附 則 (昭和四四年三月二五日法この法律は、公布の日から施行する。

### (昭和四四年三月二五日法律第二号) 抄

同日

1

(施行期日)

(施行期日) この法律は、 公布の日から施行する

1

#### 則 (昭和四五年五月六日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第 一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。 (昭和四五年六月一日法律第一一一号) 抄

この法律は、

### 公布の日から施行する。

#### (施行期日) 則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号)

掲げる日から施行する。 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に

八年十月一 公務員特例法第二十二条の改正規定を除く。)並びに附則第三項及び第五項の規定 第二条の規定、第三条の規定(次号及び第三号に掲げる規定を除く。)、第五条の規定(教育 日 昭和四十

### (昭和四九年六月一日法律第七〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

#### (施行期日) 則 (昭和五〇年七月一一日法律第五九号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。 (各種学校等に関する経過措置

施設に該当するものを除く。)で学校教育法第百二十四条の専修学校の教育を行おうとするもの第二条 この法律の施行の際現に存する各種学校(我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育 同法第百三十条第一項の規定による高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受ける

各種学校が前項の規定により専修学校となるまでの間は、なお従前の例による。 ことにより、同法の規定による専修学校となることができる。 前項に規定する各種学校に係る学校教育法第百三十四条第一項の規定の適用については、 当該

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 則 (昭和五一年五月二五日法律第二五号) 抄

(施行期日)

1

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

#### 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

1

この法律は、公布の日から施行する。

# (昭和五六年六月一一日法律第八〇号)

抄

第一条 (施行期日)

### この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日等)

(昭和五七年七月二三日法律第六九号)

抄

### 則 (昭和五八年五月二五日法律第五五号)

抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

### この法律は、 昭和五十九年四月一日から施行する。

2 らず、なお従前の例による。 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定にかかわ

程に在学する者 昭和五十九年三月三十一日に大学において獣医学を履修する課程に在学し、 引き続き当該課

> 施行日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなつた者で監督庁が定める 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に大学に在学し、

### (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

(第一条を除く。) は、 昭和五十九年七月一日から施行する。

2

法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることがで 係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他このの日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施

### (昭和六二年九月一〇日法律第八八号)

抄

(施行期日)

1

この法律は、公布の日から施行する。

### (昭和六三年一一月一五日法律第八八号)

(施行期日)

2 施設についてされた文部大臣の指定は、改正後の学校教育法第四十五条の二第一項の規定により、この法律の施行前に改正前の学校教育法第四十五条の二第一項の規定により技能教育のための (技能教育施設の指定についての経過措置) この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

### された都道府県の教育委員会の指定とみなす。 (平成三年四月二日法律第二三号)

抄

(施行期日)

(学士の学位に関する経過措置) この法律は、平成三年七月一日から施行する。

4 八条の二第一項の規定による学士の学位とみなす。 改正前の学校教育法第六十三条第一項の規定による学士の称号は、 改正後の学校教育法第六十

#### (平成三年四月二日法律第二五号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成三年七月一日から施行する。

(準学士の称号に関する規定の適用)

2 法第六十九条の二第二項の大学又は高等専門学校を卒業した者についても適用があるものとす 七項及び第七十条の八の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に学校教育 第一条の規定による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。)第六十九条の二第

#### 則 (平成三年五月二一日法律第七九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定によ りされている地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する幼稚園の設置廃止、 設置者の変更その他政令で定める事項についての認可の申請は、 学校教育法第四条第三項の規定によりされた届出とみなす。 第二十二条の規定による改正後

### (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条 に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執

る。 分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によ分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によるべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処

(罰則に関する経過措置)

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置) 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (政治にはののとめの手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置

(施行期日) 附則(平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(中等教育学校の設置のため必要な行為) か次に一条を加える改正規定は平成十年十月一日から、次条の規定は公布の日から施行する。 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中学校教育法第五十五条

附則(平成一一年五月二八日法律第五五号) 抄この法律は、平成十一年四月一日から施行する。附則(平成一〇年九月二八日法律第一一〇号)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。(施行期日)

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

る者を含む。)については、適用しない。 前に大学に在学し、同日以後に再び大学に在学することとなった者のうち、文部科学大臣の定め2 学校教育法第八十九条の規定は、この法律の施行の日前から引き続き大学に在学する者(同日)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該(施行期日)

第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、第名立びに二款及び款名を加える改正規定 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項条の三の改正規定に係る部分を除く。) をいる。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。) に限 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定 四 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定

において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前

として処理するものとする。この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務にの法律の施行後は、地方公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にいては、当該各規定によりされた許可等の担対という。) で、この法律の施行の日においてこれらの行為(以下この条に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされたいる許可等の申請その他の行為(以下この条に明第一条を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律の他の行為(以下この条との施行の時間第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附

(不服申立てに関する経過措置)

第一号に規定する第一号法定受託事務とする。該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、地方分権を推進する観点から検討を加え、適地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適地方自治法に基づく政令に示するとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき

を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から

規定 公布の日 附則第十条第一項及び第五項、 第十四条第三項、 第二十三条、 第二十八条並びに第三十条の

(別に定める経過措置)

別に法律で定める 第二条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施 行に伴い必要となる経過措置

(施行期日) 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定によ 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する (経過措置)

用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。り従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適

一から二十五まで

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による

(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ただし、

二項、 法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日 第千三百二十四条第

(平成一二年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律の規定は、 次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行す

第一条及び附則第四項から第六項までの規定 平成十二年四月一日

(施行期日) 則 (平成一三年七月一一日法律第一〇五号) 抄

第一条 この法律は、 る日から施行する。 公布の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第二十六条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条(第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加 から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

(平成一四年五月三一日法律第五五号) 抄

(施行期日)

一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の学校教育法第九条第四号の規定は、施行日以後に新法第十一 定する処分を受けたことにより施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの法第十一条に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一条ただし書に規 処分を受けた者については、 条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に旧

(平成一四年一一月二九日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一 各号に定める日から施行する 日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該

> 条の六まで」に改める部分に限る。) 条」を「、第六十九条、第六十九条の三(第三項を除く。)及び第六十九条の四から第六十九 第六十九条の二の次に四条を加える改正規定及び第七十条の十の改正規定(「及び第六十 平成十六年四月 日

二 附則第三条の規定 公布の日

(認可の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされている大学の 学部若しくは大学院の研究科又は改正前の同法第六十九条の二第二項の大学の学科の設置廃止そ 該当するものは、改正後の同項後段の規定によりされた届出とみなす。 の他政令で定める事項についての認可の申請であって、改正後の同法第四条第二項各号の規定に

(専門職大学院の設置のため必要な行為)

第三条 専門職大学院の設置のため必要な手続その他の行為は、 ことができる。 この法律の施 行前においても行う

則 (平成一四年一二月一三日法律第一五六号)

抄

(施行期日)

一条この法律は、 平成十五年十月一日から施行する

(政令への委任)

第

第十八条 この法律に規定するもののほか、新学園の設立に伴い必要な経過措置その他この 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 法律

附 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する

(罰則に関する経過措置)

(施行期日)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 政令で定める。 この法律の施行に関し必要な経過措置 は、

(施行期日) (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

第一条 この法律は、 地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) の 施行の日 から施行す

(その他の経過措置の政令への委任)

る。

第六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定め

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。 (平成一六年五月二一日法律第四九号) ただし、 抄 次の各号に掲げる規定は、 当該各号

第一条中学校教育法第五十五条第二項の改正規定 附 則 **抄** 平成十八年四月一日 に定める日から施行する。

(平成一七年七月一五日法律第八三号)

六十九条の二の改正規定並びに附則第三条、第六条、第七条(税理士法第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四条、 する。 第二号」に改める改正規定に限る。)、 百三十七号)第八条第一項第一号中「第六十八条の二第三項第二号」を 第九条及び第十条の規定は、 平成十七年十月一日から施 「第六十八条の二第四項 (昭和二十六年法律第二第六十八条の二及び第

(助教授の在職に関する経過措置) 准教授としての在職とみなす。 次に掲げる法律の規定の適用に

ついては、この法律の施行前における助教授としての在職

(短期大学士の学位に関する経過措置)

学校教育法第百六条

この法律による改正後の学校教育法第六十八条の二第三項の規定による短期大学士の学位とみな第三条 この法律による改正前の学校教育法第六十九条の二第七項の規定による準学士の称号は、

#### (施行期日) 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。 (学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に設置されている第一条の規定による改正前の学校教育法(以下 別支援学校の設置の認可とみなす。 る当該盲学校、聾学校又は養護学校の設置の認可は、新学校教育法第四条第一項の規定による特 する特別支援学校となるものとする。この場合において、旧学校教育法第四条第一項の規定によ 時に、第一条の規定による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。)第一条に規定 「旧学校教育法」という。)第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校は、この法律の施行の

2 この法律の施行の際現に旧学校教育法第四条第一項の規定によりされている盲学校、聾学校又 請は、新学校教育法第四条第一項の規定によりされた認可の申請とみなす。 は養護学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項についての認可の申

第三条 この法律の施行の際現に旧学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校を設 旨を都道府県知事に届け出なければならない。 為の変更の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校法人は、遅滞なく、その 変更しようとするときは、同法第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による寄附行 置している私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人は、前条第 項の規定により当該盲学校、聾学校又は養護学校が特別支援学校となることに伴い寄附行為を

第四条 この法律の施行前に旧学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校を卒業し 教育法第一条に規定する特別支援学校を卒業した者とみなす。法(昭和二十三年法律第百三十号)第二十条第三項の規定の適用については、 た者に対する職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第二十六条第一項及び船員職業安定 その者は、新学校

(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

(平成一九年六月二七日法律第九八号) 抄

一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(施行期日)

(平成二三年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第九条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によ 育法第四条の二の規定によりされた届出とみなす。 りされている市町村の設置する幼稚園に係る認可の申請は、第九条の規定による改正後の学校教

> 2 この法律の施行前に第九条の規定による改正前の学校教育法第十三条の規定によりされた市 規定において準用する同条第一項の規定によりされた閉鎖命令とみなす。 2の設置する幼稚園に係る閉鎖命令は、第九条の規定による改正後の学校教育法第十三条第二項

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為 に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほ に関し必要な経過措置は、政令で定める。 か、 . この 法律の施

(平成二三年六月三日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内にお 「施行日」という。)から施行する。 いて政令で定める日

則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

附

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 から施

四款の款名の改正規定、第二百五十一条の三の次に一条を加える改正規定、 条第六項の改正規定に限る。) の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内にお 合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第三条第一項、第四条第二項及び第五 規定並びに附則第四条、第九条、第十四条、第二十二条、第五十六条及び第七十条(市町 改正規定並びに第二編第十一章第三節第一款を同節第二款とし、同款の前に一款を加える改正 第二百五十二条の二の二とする改正規定、第二百五十二条の六及び第二百五十二条の六の二の 改正規定、第二編第十一章第三節第二款を同節第三款とする改正規定、第二百五十二条の二を 同款の次に一款を加える改正規定、第二百五十二条の七第三項及び第二百五十二条の七の二の 十四及び第二百五十二条の十六の改正規定、第二編第十一章第三節第三款を同節第四款とし、 四の改正規定、第二編第十一章第三節第四款を同節第六款とする改正規定、第二百五十二条の 政令で定める日 目次の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二百五十一条及び第二編第十一章第二節第 第二百五十一条の 村

則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

(施行期日)

附

一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によ 項の指定都市をいう。以下同じ。)の設置する高等学校又は中等教育学校に係る認可の申 りされている指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 第四条の規定による改正後の学校教育法第四条第四項の規定によりされた届出とみなす。 (処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条に おいて同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の 定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律 の法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に 処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現 に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこ にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為 (以下この項において「申請等の行為」という。) で、この法律の施行の日においてこれらの行為

(施行期日)

又は申請等の行為とみなす。 適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為

この法律の施行前にこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用との手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定により国又は地方公るもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあ前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあの機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日と、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体と、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体

(罰則に関する経過措置)

(按令への委任) 第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による)

### 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)

抄

(施行期日)

(経過措置の原則) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。 された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前に

(訴訟に関する経過措置)

(第六条 この法律による改正前の法律の規定については、なお従前の例による。 第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場
にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不 起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不 を提起すべきがにとされる事項であって、当該不服申立てを提 第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他

ることができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。よる改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起する場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定に2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされ

行前に提起されたものについては、なお従前の例による。不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施

(罰則に関する経過措置)

(逆前の例による。) ることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰

# 附 則 (平成二六年六月二七日法律第八八号)

抄

・ この法律は、平成二十七年四月一日から施行する

施行期日)

# 附 則 (平成二七年五月二七日法律第二七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する

# 附 則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄

(施行期日)

二十条の規定は、公布の日から施行する。 二十条の規定は、公布の日から施行する。 ただし、次条並びに附則第三条及び第第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 ただし、次条並びに附則第三条及び第

(義務教育学校の設置のため必要な行為)

| ことができる。 | ことができる。 | ことができる。 | ことができる。 | 第二条 | 義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行う

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

則 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄

該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当(施行期日)

の規定 公布の日 の規定 公布の日 の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条まで及び同法第八十三条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条まで条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の正規定に限る。)及び第十七条(建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十とがに一条関する法律第四条第八項の改正規定に限る。)、第十一条(採石法第三十三条の十七の次に一条規定に限る。)、第九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に規定に限る。)、第九条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正第六条、第八条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

定によりされた届出とみなす。
お二条の規定による改正後の学校教育法第四条第四項の規
る特別支援学校に係る認可の申請は、第一条の規定による改正後の学校教育法第四条第四項の規
る特別支援学校に係る認可の申請は、第一条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によ
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によ

(処分、申請等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条にの相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

(汝命/ひ委壬) **第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

#### (施行期日) 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 当

法律第百二十二号) 第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。)、第四十四条並びに第四 十六条の規定 公布の日 第二項、第六条から第十条まで、第四十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年 第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及

申請等に関する経過措置)

第七条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条に 基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれ 為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行 等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の 処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 ぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた 行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に おいて同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認

団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にそ2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共 いないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。 体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされて ののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団 の手続がされていないものについては、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるも

**第八条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例によ

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する経過

### (平成二九年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

抄

(施行期日) 則 (平成二九年五月三一日法律第四一号)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。 定は、公布の日から施行する。 ただし、次条及び附則第四十八条の規

(専門職大学等の設置のため必要な行為)

第二条 専門職大学又はこの法律による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。)第 日」という。)前においても行うことができる。 百八条第四項の大学の設置のため必要な手続その他の行為は、 この法律の施行の日 (以下「施行

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、

政令で定

#### 附 則 (平成三〇年五月三〇日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 |施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五五条第六項の改正規定並びに第百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同 付し、同条の次に一条を加える改正規定、第百十二条第一項及び第六項の改正規定、第百九十 ない範囲内において政令で定める日 条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 第三条中特許法第百七条第三項の改正規定、第百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを 公布の日から起算して一年を超え

#### 則 (平成三〇年六月一日法律第三九号)

(施行期日) 附

|第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (政令への委任) なお従前の例による。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 則 (令和元年五月二四日法律第一一号) 抄 政令で定める

#### (施行期日) 附

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則 定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、 第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。 に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規 第九条、

|第十一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、 行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任) 当該規定)の施行前にした

(罰則に関する経過措置)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討 を加え、 則 必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 施行期日 ただし、 次の各号に

号の改正規定に限る。)及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六 係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第百四十三条、 に限る。)、第八十五条、第百二条、第百七条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定 公

一 第三条、第四条、第五条 (国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、 条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を 二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。) 第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二 第

(行政庁の行為等に関する経過措置)

為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。の他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項そ第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同

(罰則に関する経過措置)

(食寸) 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。あることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加る法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人で、第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関す

# 內 則 (令和元年六月二六日法律第四四号) 抄

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

び次条から附則第四条までの規定 公布の日 第一条中法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第四項の改正規定及

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

第五百九条の規定 公布の日

# 附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

(1)をいました。 (1) などもをは、この法律の公布の日から施行する。 第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。第二条 この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「明法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。

│ より相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。│ の他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に。│2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出そ

規定を適用する。 ・の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法なければならない事項で、この法律の施行の目前に従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしる。この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をし

(命令の効力に関する経過措置)

(引力) 適用に関すら経過時間に の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。 の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、 (昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、 第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法

(政令への委任) (政令への委任)

**写条** この去律の位于前こうこうこさ(罰則の適用に関する経過措置)

過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 
第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経

### 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

各名

律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この(施行期日)

四年法律第七十六号) | 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和